平成２１年（フ）第４５５７号
大阪府八尾市山本町北６丁目４番24号
債務者　空河内眞理子（旧姓廣瀬又は広瀬）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５５９号
大阪府東大阪市吉田７丁目８番43号　シャトー西村406号
債務者　上田　敬二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６３号
大阪市住吉区苅田８丁目13番26号　ペイルブルーⅠ302号
債務者　松村　洋幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６７号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―130号
債務者　髙橋　由美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５６９号
大阪府東大阪市長堂３丁目18番17号
債務者　森田　満恵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７３号
大阪市淀川区加島１丁目21番11号
債務者　今冨　榮一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２５号
香川県綾歌郡綾川町滝宮2870番地２
債務者　今治ヒロミ（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第２８４号
長崎県大村市東本町241番地　嶋崎ハイツ302号
債務者　川畑　裕幸
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
長崎県諫早市高来町里２番地２　下里住宅８棟11号、前住所長崎県北高来郡高来町三部壱名446番地
債務者　石原　美子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
長崎県諫早市川内町498番地１
債務者　金山優希子こと　呉　優希子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
長崎県諫早市川内町498番地１
債務者　金山秀子こと　李　　秀子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
長崎県大村市植松３丁目152番地12、前住所福岡県太宰府市通古賀５丁目７番32号　グレース二日市205号
債務者　田中　慎貴
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
長崎県大村市植松３丁目152番地12、前住所福岡県太宰府市通古賀５丁目７番32号　グレース二日市205号
債務者　田中　孝子（旧姓西崎）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
長崎県大村市木場１丁目1096番地　県営久原団地Ｊ棟301号
債務者　藤友なるみ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
長崎県諫早市新道町240番地21、前住所長崎県諫早市多良見町化屋1780番地１
債務者　飛永　勇作
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
長崎県諫早市栄田町34番46号　シングルハウス103、前住所北九州市小倉北区大畠３丁目７番55―307号
債務者　田中紀代美こと　豊島紀代美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
長崎県諫早市仲沖町26番11号　丸三アパート６号、前住所東京都世田谷区駒沢４丁目34番20号
債務者　野中かおり（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係